

「明治期」外来文化の摂取と教材化

松本千代栄

本講演は、明治開化期、即ち公教育制度と民間研究の出発を、その遊戯観と教材化の形成過程に視点をおいて再考察し、学会シンポジウム継続主題「われわれの時代にとって舞踊とは何か—近代舞踊の出発—」を論考する資料を、舞踊教育学の側から提出しようとするものである。

ここでは、明治期教育制度の進展を通史的にとらえ、学制発布（M. 5）に始まる学校教育制度の出発、教育令制度（M. 12）以降、小学校令、中学校令、特に高等女学校令（M. 28）前後からの旺盛な民間の遊戯教材開発をうけて、「体操遊戯取調報告」（M. 38）の結実、その上にとって初の「学校体操教授要目」（T. 2）公布に到る全過程を「明治期」（体育科教育における）とみた。

以下、項目をあげて略述する。

I 教育思想の摂取と遊戯観

“西洋事情”への注目、“学問のすすめ”と文明開化の社会背景の中で、西欧教育思想から教授法に亘る教育学全部門の諸論も導入された。

「教育とは何ぞや」と説き、能力を引きだし、強化し発展させる自己発展を教育の本質として具体的教授法を示したハート S. Hart（学室要論 M. 9）、「体育、知育、徳育」を教育の三部門とするジョホノット Johonot（如氏教育学、M. 18）やスペンサー H. Spencer（斯氏教育論、M. 13）等の訳書によって、ペスタロッチやフレール等の代表的な教育思想が紹介されると共に、「教育」を educare（引き出す）と解する開発主義の教育原理が紹介される。即ち、教育の意義を「人間諸能力の調和的発展」（Bain 倍因氏教育学、M. 16）とし、目的論を求めつつも、思弁的ではなく、実証的な科学として、むしろ方法論に力を注いだ西欧教育思想の摂取の方向であった。まずは実践に役立つ必要が先行したともみられよう。

これらの方向は、明治期遊戯思想にも反映し、外来文化摂取の努力の跡を明らかにみることができる。即ち、「児童を誘発的に教育すべしとはフレール氏教育主義の原則にして児童は其天稟なる能力と情緒とを齊しく發育せしめ其知能を内面より徐々に誘発するを要す……」（白井規矩郎；小学遊戯全書、M. 33）

「ペスタロッチ氏曰『活発は児童の天性な

り』と此天性を利用して、鋭敏なる感情に訴え、善良なる薰陶を与え、識らず識らずの間に於て、克己、共同、友愛等の良習慣を得せしむると同時に、身体の強健を増進し、心神を爽快にするもの遊戯を措きて又他に是あらざるなり……」（児童遊戯研究会、M. 34）など、主として米英の心理学的な教育思想を第一に摂取した遊戯観は、明治20年以降、ヘルバルト J. F. Herbart（独）の教育学導入を加え、明治期末には体育構想の集成とも言うべき「体操遊戯取調報告」（坪井玄道、井口あくり他、M. 38）をまとめ、

「運動遊戯ニ関スル件

運動遊戯ノ目的ハ児童ノ活動的衝動ヲ満足セシメ、運動ノ自由ト快感トニ由リテ体操科ノ目的ヲ達シ個性及自治心ノ発達ニ資スルニアリ」

と遊戯観を明示し、「学校ニ於テ奨励スベキ遊戯」の主要なものとして、具体的項目（後述）を示すに到っている。



圖之戲遊鳩巢幼

家鳩（House Pigeon）

“幼稚鳩巢の遊戯の図” 1879（明・12）頃

II 音楽教育・女子教育の振興と遊戯

「幼稚鳩巢の遊戯の図」（M. 12頃）は外来文化の摂取と教材化の象徴的な1シーンを描いている。和漢の学の素養をもった豊田英雄（藤田東湖の甥）と松野クララ（松野礪氏夫人、独逸人）が円形に連手した「家鳩」の遊戯を行う情景である。当時の唱歌「家鳩」「風車」には雅楽の韻律が明らかにのこり、「蝶々」にはドイツ民謡が用いられている。

明治9年幼稚園開設と共に始まった唱歌と遊戯の融合のくふうは、この分野の近代化をさきがけ、かつ、後の「唱歌遊戯」を準備するもので

あった。式部寮雅楽課の作「保育唱歌」(M. 11)につづいて、伊沢修二(M. 8 米国留学)、日賀田種太郎(留学生監督官)らの音楽取調に関する「上申書」(M. 11)の提出は和洋両楽をもって音楽教育を推進する先導となり、その結果、音楽取調掛の設置(M. 12)、またメーソン Luther W. Moson の招聘(M. 13)となって、音楽教育の奔流のような急進展をもたらす。洋楽に邦楽歌詞を付した、あるいは邦楽の採譜をもって新曲を作した和洋あわせた唱歌教材は「小学唱歌集」(初編 M. 14, 第二編, 第三編, M. 16, 17)として出版(文部省)され、以後、「歌曲」と結んだ遊戯の領域は、幼児のみならず、学校教育の中に広く、長く位置づき、運動遊戯の一領域をしめることになる。

伊沢の宏遠なヴィジョンは、「諸雅楽曲取調」「学校唱歌」のみならず「高等音楽」「俗楽改良」と内容をひろげ、「音楽伝習の事」に及び(M. 15 報告)、更に「音楽取調掛」の設置(M. 12)は、「音楽取調所」と改称して専門学校(現・芸大)となり、制度上にも音楽教育の百年の布石を行った。舞踊系教育の現在からは見逃せない歴史の岐路であることを付言しておく。

一方、女子教育においては、自由民権、西欧に比肩する文化、教育をめざす社会背景(鹿鳴館、軍楽隊の洋楽奏楽、各種改良会等)、男女平等と女子の本分を考え(日本婦人論 M. 8)、女子の自由を問う(文明論女大学 M. 9)などの女性観の台頭、特にキリスト教思想の影響下に相次いで「女学校」が設立された。(フェリス M. 3, 活水 M. 6, 青山女学院 M. 7, 跡見 M. 8 等)。

女学校の設立は、女子体育の方途として、洋舞の導入を推進することになる。同時に、「女子のダンス」としての目的、方法を求めることにもなる。即ち、「智徳体育に益あるべき遊戯をなし……端正優雅の性情を養成……」(下田歌子 M. 33)、「動作優美ニシテ苟モ女子ノ品位ヲ傷クガ如キ憂」(高橋忠次郎 M. 33)なき教材として、訳書は輩出(後述)し、各種歩法 Steps, 方舞 Square dance, 列舞 Set dance, 環舞 Circle dance, 円舞 Round dance, 対舞 Contra dance など、欧米各国の教材が導入され、カドリール Quadrille, コチロン Cotillion, ランサーズ Lancers などは、前述の唱歌遊戯と共に広く、長く教材として実践されることになる。⁽¹⁾

明治後半には、美的動作の修練をめざしたジмнаスティックダンス Gymnastic dance も加わり(井口あぐり、米国より帰国紹介, M. 36)実践的な女子の教材領域は外来文化摂取から新案按出へと、和洋をもってひろがる兆しとなった。⁽²⁾

III 体操科に位置づく「遊戯」と運動会

改正教育令(M. 13)「小学校教則綱領」(M. 14)、「幼学綱領」(M. 14)と教育指針の整備の年代では、「体操」の内容は、初等科では、「遊戯」、中等科、高等科では“徒手運動”や“器械運動”と示され、遊戯は低学年の末分化な運動としてのみ位置づけられ、その内容も明らかにされていない。

小学校令(M. 19)、小学校令改正(M. 23)に到って、「小学校教則大綱」(M. 24)が出され、小学校令改正(M. 33)で小学校教科目として「体操」は必須の教科となった。義務教育の年限が6年に延長された小学校令改正(M. 40)に到って、「遊戯」は全学年に示されるようになる。

高等女学校規程(M. 28)が高等女学校令(M. 32)の制定、高等女学校教授要目(M. 36)の公布によって「遊戯」は、「行進運動及び遊戯」の内容が示され、教授上の注意には、教授時間外においても、適宜各種の遊戯運動を奨励すべしと記されている。「普通体操、兵式体操」(いわば人工的)以外に「遊戯」として自然発生的な活動が拡充される端緒を認めることができる。しかし、「遊戯」がその目的、内容を明示されるのは、体操遊戯取調報告(M. 38)においてである。同報告は「運動遊戯ニ関スル件」としてその目的を掲げ(前述)更に、「甲、学校ニ於テ奨助スベキ遊戯教科トシテ課スベキ遊戯ハ成ルベク団体的ニシテ複雑ナラザルモノタルベシ其ノ主要ナルモノヲ挙ゲレバ下ノ如シ」

「競争遊戯 例 綱引、毬送……ノ類

行進遊戯 例 十字行進 踵趾行進 方舞ノ類

動作遊戯 例 桃太郎 池ノ鯉ノ類」

と初の具体的な分類及び内容例を示している。

これらの報告を受けて、初の学校体操教授要目(T. 2)が定められることになる。

後にみる民間研究の旺盛な外来文化の摂取、とりわけ刊行に顕著にあらわれた「教材」発掘の成果が、公教育の内容を先導した実態をここにみることができよう。

次に、体操科の中の「遊戯」としては、運動会の華としての遊戯にふれないわけにはいかない。

前述の女学校の設立、女子教育の振興は、運動会開催と結びつき、女子の体育の向上を目指す一方に、多くの参観者が参集する地域社会の行事として全国にひろがり、「遊戯」は年毎に演目を変え、運動会の華として位置をしめるようになる。

華族女学校(M. 18創設)校長細川潤次郎は、第1回の運動会開催(M. 27)に際し、「体操遊戯の目的に二あり。一は精神を舒暢せしめ、一は身体を健康強壮ならしむるにあり。而して近時教育家が体育をもって智育徳育と並称するは、運動遊

戯が単に体育に止まらず、又以て智徳を涵養するに資する事大なるを以てなるべし。」と述べ、従来、「独逸風の体操の一部分に、我が国固有の舞に類似のものを用いて其の効果を試み」ていたが、「身体を運動して閑雅優美の風を失わざることは賞揚すべき所なれども、稍柔軟に過ぎて体育として至らざる所あり」と見、「運動会を開催し、各級の生徒を合併して体操遊戯の大演習となすこととせり」とその経緯と狙いを述べている。⁽³⁾

第1回のプログラムには「ポロネーズ」初等小学科全体「鎖行進」初等中学科、「方形行進」高等中学科全体、「舞」初等中学科・高等小学科、など“マーチング”主体に“舞”が加わり、第21回(M.38)には、「ポロネーズ」「二列蛇行進」「表出体操(兎と亀)」「舞-日本男児、凱旋」などがあがり、第25回で一時中止したが、大正年間に入っては、より盛大な体操会(T.6~)として、「ダンス」の名称のもとにショッティシュ、カロボティカ、ランサースなど、明治年間に導入した教材の継続を示す演目がみられる。

女子高等師範学校附属高等女学校運動会(M.30開始)、日本女子大学運動会(M.34開始)と相次ぐ運動会開催⁽⁴⁾は各新聞の記事となり、世人の注目をひくようになる。洗石画く華麗な運動会の描写⁽⁵⁾には、袴をはき、長い髪をたなびかせる風俗と共に、「朝野の神士、貴婦人令嬢雲の如く来り会す」盛況が記され、また、尾上八郎作詞『いざいざつくさむ、競技の数を、いざいざかへさむ、舞踏の袂を』の「運動奨励の歌」は、運動の質の二側面、“競争”と“表現”を直感観取したものと興味深い。

運動会は、その後伝統的な学校行事として継続されることになり、「遊戯」はむしろ、“運動会の遊戯”として、より集団的な演目の性格を帯びつつ、多くの新作を生む契機となり、次代に受けつがれる。

明治年間の運動会種目としての遊戯は、体操科目的の他に、他者の眼前で行う身体表現として、少なくとも女性解放を先駆ける前進的役割をも果たしたと思われる。

IV 「遊戯書」にみられる摂取の実態

明治初期に摂取した開発主義、実験・実証主義の教育思想は、明治20年以降のヘルバルトの思想を加え、段階的指導、配列-教授の方法論を探索しつつ、30年前後からの際立った「遊戯書」の刊行⁽⁶⁾となり、文献上にその確立過程と実態を例証しているとみられる。

まず、ダンス系遊戯書の刊行は、凡そ64書(M.31~40)⁽⁷⁾に及び、訳書は広く教材(技法と各種舞踏)を求め、前出の如く、姿勢、組み方、歩法などの西欧の基本的技術、各種舞踏の解説を含め、

また、按出の遊戯を加えて、年代の下ると共に指導方法や留意点にもふれるようになる。

これらの刊行にみられる実験実証主義の反映は、書名上にも明らかで「実験新遊戯」(佐藤福雄 M.32)、「実験詳説遊戯唱歌大成」(白井規矩郎 M.32)「新按実験遊戯」(石橋蔵立郎他 M.35)など(傍点筆者)、多くの書がその実験姿勢を書名に冠して、理念と実際をつなぐ方法的追究を行い、教材の紹介から教材の内容配列の確認、更に「最新舞踏全集」(日本遊戯調査会、M.36)、「最新行進法」(矢島鍾二、M.38)、「新按実験遊戯(下)」(石橋他 M.37)等。教材の実験的創出にむかうようになっている。

これらの著には、その意図として、「内外ノ知人ニ就キ数年間彼是ヲ考量査定シ自ラ之ヲ相當ノ学校ニ試ムルコト五年其成績見ルベキモノアリ…他ノ著書ト幾分ノ異ナル処アルハ之レ予カ日常実験セシ点ヲ記述シタルニヨリテナリ」(傍点原著者)(高橋、依田、M.33)としるされ、また、「広く欧米の遊戯法を参酌し、各種皆実験に徹し、……簡より繁に進むの配列法を取り……秩序正しく体育的に編著」(児童遊戯研究会、M.34)したと実験実証の「結果を蒐集し整理」して配列を試みた結実の提出であることを明記している。

民間研究の成果としてのこれらの教材の輩出は、前述の「体操遊戯取調報告」(M.38)をもたらず地平を豊饒にし育くんだものであり、やがて大正2年の初の「学校体操教授要目」(文部省)として公的に基本的方向と内容が示される方向を導いたと言えよう。

大正2年の要目が示した遊戯の柱、(1)競争を主とするもの、(2)発表的動作を主とするもの、(3)行進を主とするものの三分類は、(1)は競技スポーツの独立へ、(2)(3)はダンス系の柱としてこの後を準備するものになる。付言すれば、大正デモクラシーの自由と創造の文化の奔流とともに豊かに開花し多彩化する発展の萌芽をここに準備した時代として注目されよう。

しかし、この期は、改良、新案の多くの教材を生み、“運動ノ自由ト快感ニ由リテ”“個性ト自治心ノ発達ニ資スル”遊戯目的を掲げつつも、「教材」を与える「教授」としての斉一的教育の域にとどまった時代であり、その意味で、目的がそれに添う新たな方途を見出そうとする第二次大戦後の転換期まで、遊戯の個性と自由創造は、しばらく時を俟たなければならなかったとみられよう。

終わりに、明治期の特質とこの期の示唆するものをみておきたい。

1. まず、旺盛な意欲をもって進められた公教育制度化、訳書・著書にあらわれた民間研究のめざましい外来文化摂取と教材化、とりわけ、際

立つ男性の遊戯研究は、開化期でなければの特色であろう。

2. 公民両者の成果をよせて打ちたてられた「行進遊戯」「動作遊戯」の二方向⁽⁸⁾は、その後内容を拡充、改善されつつも、舞踊の本質に根ざす「律動」と「表現」の出発として意義をもっている。
3. 体操料の「教材」として位置づけられた「遊戯」は、以後、体操科目標の方向に開発、強化され、「体育目的」と共通運命を辿ることになる。
4. 同時に、「女子の教材」としての位置づけは、この期の女子の開発に大きく貢献しつつ、他方に「女子のダンス」に傾斜し、「人間」と「舞踊」のトータルな価値を開発するには到らなかった。
5. 教材化は、伝統的な舞踊文化を外において、「西欧化」し、特に“間”のリズムの喪失、タクト化した律動の動作に止まる弊をのがれることはできなかった。
6. 「個性ト自治心ノ発達ニ資スル」「運動ノ自由ト快感」を掲げた目的は、今日なお清新である。また、教材の按出も多彩に行われたが、目的と方法には落差がみえ、実践上には、「教材の教授」として、齊一的指導の域にとどまった。
7. 残された問題として、「歌詞・曲想・動作の融合」についての考察がある。明治期の歌曲には、この時代の道徳観の反映が明らかで徳目教育の教材と評される。その一面を是認しつつ、他方に、歌詞は忘れてもメロディは記憶するという記憶と消去の機能から類推して、歌詞は果たして最高の価値であるか、舞踊系教育の核をなす“運動とリズム”との関わりにおいて、再評価されるべき問題を残していると思われる。同様に「声を出して歌う教材」の価値もより高く評価されるべきであろう。

以上の概観を通して、文献上に理念と実践の脈絡を読むことの困難な舞踊と舞踊学の特質に直面し、生きた歴史としての追跡を可能にする方途をうちたてるべき必要を再認した。

明治期遊戯開発の諸業績が示唆する舞踊学研究的課題であろうか。——学恩に謝しつつ。

注

- (1) 松本・名須川；明治期の舞踏的遊戯，舞踊学 4号 1981
- (2) 松本；Evolution of Dance in Japanese Schools, IAPESGW 1969
- (3) 女子学習院五十年史，女子学習院，S. 10
- (4) 松本，輿水；明治期遊戯の考察 I—白井規矩郎研究

同Ⅱ一女学校の運動会，日本体育学会発表資料

- (5) 風俗画報（お茶の水高等女学校運動会）M. 36
婦女新聞（両女学校の運動会） M. 35
- (6) 前掲（1）表5 研究対象書（M. 18～45 97冊）
- (7) Slide. ③ 訳書，著書内容（M. 13～）
④ 風俗画証資料（奈良県五条町の広告，M. 26～）
- (8) Film, 松本；学校ダンスの歩み（前編），第6回国際女子体育会議報告，S. 41
付，本講演資料年表及び学校ダンスの変遷略年表（配布）

*1990年度春季第29回舞踊学会
『舞踊學』13—2号より転載